

令和6年9月17日  
庁 議 資 料

## 専決処分の報告について

このことについて、下記事案につき専決処分をしたので報告します。

### 記

- 1 内 容                    令和6年6月23日（日）、狛江市立狛江第二中学校体育館を予約していた団体が、当該施設を利用できない事案が発生した。原因を調査・確認した結果、狛江市立狛江第二中学校の確認不足により、学校開放利用団体の予約が入っていたにも関わらず、バレーボール部の第9ブロック夏季選手権大会を実施していたことが判明した。団体は、事業実施を断念し、予定していた指導者に対し、当日のキャンセル料として、指導者派遣費用等支払ったことから、当該費用について、損害を賠償するものです。
- 2 損害賠償額            69,990 円
- 3 専決処分日            令和6年9月5日